

## 地震や大雨に備えて ～あなたの住まいは安全ですか～

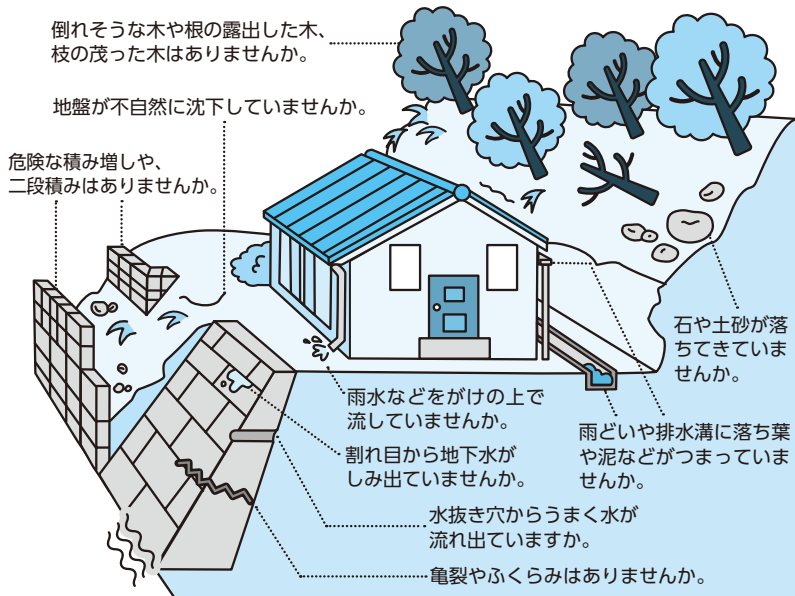
問合せ／建築開発課 内線2534

近年、地震や大雨により、各地でがけ崩れやブロック塀の倒壊など、周囲に大きな影響を与える宅地災害が発生しています。

土地の所有者は、宅地を常に安全な状態に維持するよう努めなければなりません。所有する土地のがけ崩れなどが原因で人命や建物などに被害が生じた場合には、管理責任を問われかねません。

宅地災害を防ぐためには、日頃から自らの宅地や周辺の擁壁やブロック塀等に目を配り、安全点検を行い、適切な処置をしておくことが大切です。

### 安全点検のポイント



### 役立つマニュアルを公開中！

宅地災害の未然防止に関するマニュアルを国土交通省ホームページからご覧になれます。ぜひご活用ください。

#### ◆我が家の擁壁チェックシート

<http://www.mlit.go.jp/crd/web/jogen/check.htm>

#### ◆わが家の宅地安全マニュアル

<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

### 不安な点が見つかったときは？

擁壁やブロック塀などについて不安な点があれば、専門家（一級建築士など）へ相談することをお勧めします。

## 耐震診断・耐震設計・耐震改修(建替)補助金 ～命を守る補助金があります～

問合せ／建築開発課 内線2533

今後30年以内に、首都圏を中心にマグニチュード7クラスの直下型地震が発生する確率は70%とされていますが、市内にはまだ、倒壊の恐れが高いといわれている住宅<sup>(※)</sup>が12%程度あります。

この倒壊の危険性が高いといわれている個人住宅や分譲マンションの耐震診断や耐震改修工事などを行う場合に、補助金が利用できます。

(※) 昭和56年5月31日以前に着手された住宅や耐震補強されていない、いわゆる新耐震基準を満足していない個人住宅や分譲マンションの割合(平成28年3月31日現在)

交付申請方法／申請書及び必要書類を直接建築開発課へ提出(要事前相談)

※耐震診断、耐震設計や耐震改修、建替工事を行う前に、申請が必要です。着手日(契約日)によっては、補助金交付の対象とならない場合があります。申請前に必ずご相談ください。

交付申請期限／12月28日(水)

※補助金の交付を受けるには、実際に耐震診断などを実施した後、平成29年1月31日(火)までに交付請求を行う必要があります。

## お知らせ

11月29日(火)午前11時頃、全国一斉情報伝達訓練の実施に伴い、市内41か所に設置してある防災行政無線から、訓練放送が流れます。お間違えのないようご注意ください。

放送内容／上りチャイム音「これは、テストです。」×3回「こちらは、ぼうさいしきしです。」下りチャイム音

問合せ／防災危機管理課 内線2321

